

広報とわだ「市民の広場」掲載のガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、市が発行する「広報とわだ」における「お知らせ」欄内の「市民の広場」コーナーの取り扱いに関し、適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(市民の広場の目的)

第2条 「市民の広場」には、広報手段を持たない市内の各種団体・サークル等の活動を支援するために会員募集、参加者募集や催しの案内等を掲載するものとする。

(団体・サークルの基準)

第3条 掲載することができる団体・サークルの基準は次のとおりとする。

- (1) 3人以上（家族以外）で構成され、中心メンバーおよび構成員の半数以上が市民であり、問い合わせ先が市内にあること
- (2) 活動・開催場所が、市内公共施設であること。ただし、野外での活動が主目的となる団体や施設、催しの規模・設備などによりやむを得ない場合は除く。
- (3) 現在、活動を行っている団体・サークルであること
- (4) 市から会員名簿や活動状況（予算・決算の状況や計画書等）に関する書類等の提出について請求があった場合、それに応じられること
- (5) その他、広報担当課長が適当と認める団体・サークル

(掲載依頼)

第4条 「市民の広場」に掲載を依頼する者は、掲載を希望する号が発行される月の前月の1日（その日が休日の場合は、その次の平日とする。）までに、広報とわだ「市民の広場」欄掲載依頼書（別記様式。以下「依頼書」という。）を提出しなければならない。

2 掲載依頼は、市役所内に関係する部署がある場合は、関係する部署を経て行うものとする。

(掲載基準)

第5条 「市民の広場」の掲載基準は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項は掲載しない。

- ① 営利目的の宣伝、広告活動を目的としたもの
- ② 宗教的教宣活動を目的としたもの
- ③ 政治的活動を目的としたもの
- ④ 個人宣伝を目的としたもの
- ⑤ 掲載意図及び内容が不明確なもの
- ⑥ その他、行政広報の公共性、公益性を損なう恐れがあり、不相当と思われるもの

(2) 原則として、全市域を対象とするものに限る。(一部地域の市民や特定の会員を対象とした事項は掲載しない。)

(3) 参加費用が伴う場合、材料費等の必要経費、常識範囲内の会費(茶菓子代等)を越えないこと。

(4) その他掲載事項において、その内容に疑義が生じた場合、広報担当課長が掲載の可否を決定する。

(掲載回数)

第6条 同一の団体・サークルの掲載は内容を問わず年度内3回までとする。ただし、チャリティーを目的に催し等を開催する場合、さらに2回まで掲載することができる。

(2) 同一の会員募集を掲載する場合、次の掲載は、掲載号から6か月以降の号とする。

(平26・一部改正)

(了解事項)

第7条 「市民の広場」に掲載を依頼する者は次の事項を了解するものとする。

(1) 参加者や申込者とのトラブルは、当該団体・サークルが自主的に解決するものとする。なお、掲載後に苦情があった場合、今後の掲載を見合わせる場合がある。

(2) 受付後でも掲載基準に反する団体・サークルであることが判明した場合、掲載を見合わせる場合がある。

(3) 掲載の可否、掲載号、表現方法、表記方法等は、広報担当課に一任する。

附 則

このガイドラインは、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。